

ISSA海外論文要約より

保健サービス改善 5 カ年計画 (1971—75)

本稿には、強制的健康保険の採用による影響を含めて、医療施設、医療担当者および支出の改善について、全国をカバーする 5 カ年計画の予備的な案が示されている。

将来のイスラエル経済開発を目指す全般的な経済と工業化の 5 カ年計画に含まれた一部として、現在のプログラムは 1968 年に政府が定めた指針にもとづいて、医療サービスの改善を取上げている。

基礎とされている仮定は、国家安全の達成と国土開発に設けられた優先順位が、次の 5 年間にわたる保健サービスの徹底的な改善を妨げているということである。主として、計画は人口増加、年齢構成の変化、および、た

(イスラエル)



とえば、慢性疾患に対する病院の病床のような最も緊要なニードに対する対策を考慮している。1975 年の予想では、人口は 1970 年の 300 万人以下から約 350 万人になるといわれ、人口 1,000 人当たり 3.3 病床（一般病床）という現在の病床保有率を維持するには、新らしく 3,900 病床が病院に必要となり（そのうち、1,600 病床が一般用、1,600 病床が精神病用、また 700 病床が慢性疾患用である）、精神病と慢性疾患の医療施設は、精神病で 2.55 病床、慢性疾患とりハビリテーションで 1.28 病床に、僅かではあるが、改善されるであろう。保健サービスに従事する医師、看護婦、および他の医療担当者では、全日制の常勤勤務者が

35,941 人から 1975 年には 47,159 人にならなければならぬので、従って、1,800 人の医師と 3,700 人の看護婦を追加する必要があるだろう。

全国の保健支出は、5.0% という現在の年率では、1970 年の 7.2 億イスラエル・ポンドから 1975 年には 9.26 億ポンドに増大するであろう（薬剤にかんする個人消費を含んでいない）。一般病床の 1 病床当たり常勤医療担当者数は、1975 年には医師が 0.22 人、看護婦が 0.63 人、その他の医療担当者が 0.19 人、栄養士と屋内サービス労働者が 0.44 人、また、管理・運営担当者が 0.16 人となり、これら全体の平均では、常勤医療担当者は 1970 年の 1.37 人から 1.64 人となる。

1975 年の医療における人的資源の構成は僅かに変化し、全医療担当者のうち、医師の占める比率は 1970 年の 19.6% から 18.7% に減少するであろう。看護婦の占める比率も低下するが、その他の職種の人びとの比率は 10.5% から 1975 年には 13.0% に上昇するであろう。

1975 年において保健サービスに要する経常費のうち、半分以上は病院医療サービス（合

計82,200万ポンドのうち83,740万ポンド)で、歩行可能な患者の医療が38,440万ポンドとなり、また外来患者の診療に多額(23,660万ポンド)が支出されるであろう。

次期5年の期間にいちじるしい改善は、強制的な健康保険の採用である。新らしい健康保険の管理機関は、保健サービス全部門の活動、および社会政策や福祉制度と保健サービスの関係を、調和させなければならぬであろう。

全人口の約90%に給付を提供しているこの制度は、各種の法令による制限や規則が、加入者の受給権を制約しているので、任意制健康保険は包括的ではない。

強制的な健康保険制度は年齢と健康の制限、および資格取得期間を廃止するであろう。その制度は、国内における地理的に配分された医療サービスの分布に、ある統一的に調整された政策を実施するために、ある病院管理の機関を設けるであろう。その健康保険制度は、公的保健サービスに政府の負担分を増大させ、また、医療を供給する仕組みに全般的な改善をもたらすであろう。

"Sherutei Habriuth-Tochnith Pitauh", The Economic Planning Council, Treasury Depart-

ment, Jerusalem, January 1971, 44 pp.; No. 40, '71,

年金と収入



M. Vejvodova (チェコスロヴァキア)

本稿には、「例外的な場合に、収入と併せた年金支給にかんする政令」が実施されてから1年を経過した時点で、1年間の考察による結果のうち、主要な部分が示されている。

チェコスロヴァキアにおける長期的な労働力の不均衡が、年金受給者の就労を促進するために、例外的な場合には、収入を得ていても年金を支払う方式を設けている主要な理由となっている。年金受給者の雇用は、労働力の不均衡を相殺する重要な要素になってきたし、また、これは将来も引き続き同様であろうと思われる。

現在の法令は1969年(政令第73号)から始まり、その政令はこれ以前の1964年の政令第

106号、1965年の第28号、および1966年の第60号によって導びき出された。最近の手段に含まれる基本的な手法は、各種のタイプの産業と活動に生ずる人的資源のニードに応じて、調整が異なるということである。人的資源のニードが最も緊迫している産業では、労働者は有利である。年金受給者にはそのように広範な雇用の機会があるので、チェコスロヴァキア共産党の第12回大会(1962年)によって表明された政策原理、つまり、年金か賃金かという原則は事実上では中止されている。

調査は主要な5つの手段がもつ有効性を確認した。一般に、年金受給者の約90%は年金の受給が可能となってからの当初5年間就労